

出産一時金受取代理制度

上三川町の国民健康保険に加入している被保険者が出産する場合、事前に申請することにより、国民健康保険が産育児一時金（上限35万円）を直接医療機関等へ支払えるようになります。

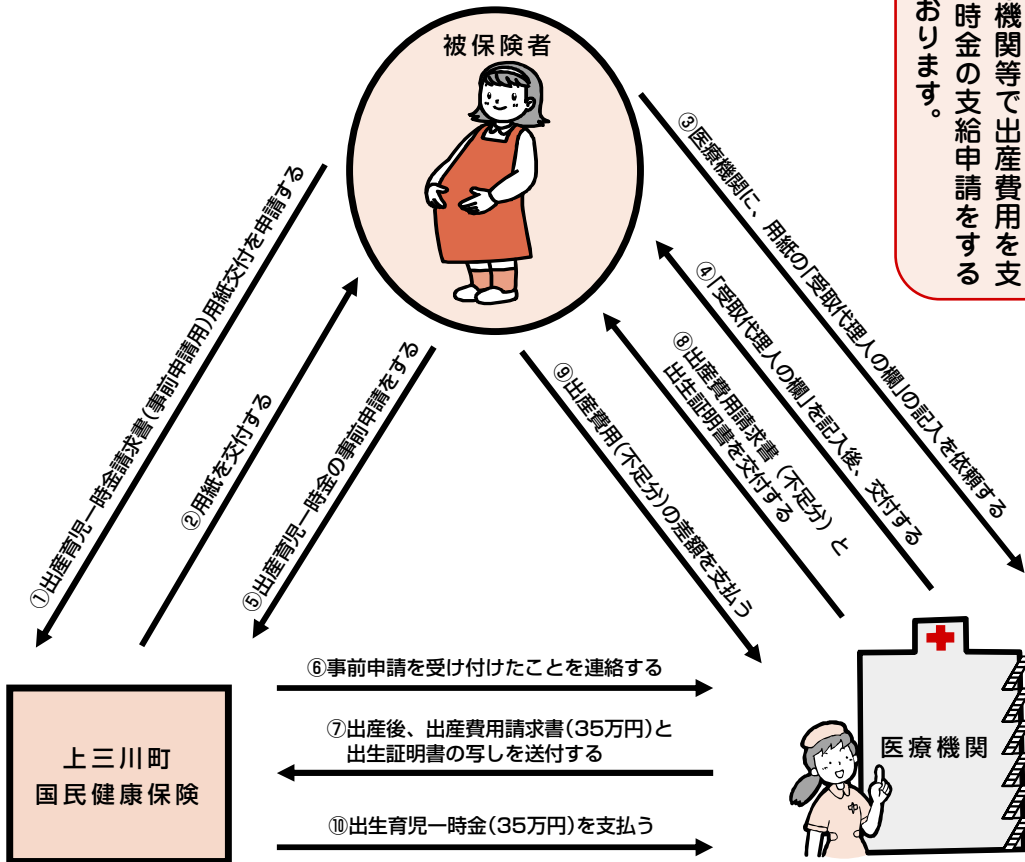
なお、従来どおり医療機関等で出産費用を支払った後に、産育児一時金の支給申請をする方法も継続して実施しております。

●対象者

- 上三川町国民健康保険の被保険者（※1）
- 国民健康保険税を滞納していない世帯
- 出産予定日まで1か月以内
- 医療機関等から受取代理の同意を得ていること
- （※1）健康保険組合等の社会保険に被保険者本人として1年以上加入していた人が、その資格を失ってから6か月以内に出産した場合、国民健康保険ではなく、加入していた健康保険組合等から産育児一時金が支給されます。

- 申請に必要なもの
 - 国民健康保険被保険者証
 - 母子健康手帳又は出産予定日を証明する書類
 - 印かん

●産育児一時金受取代理の流れ



※実際の出産費用が35万円を下回る場合は、その差額を世帯主に支給します。

▼問い合わせ先＝保険課 国保年金係 ☎66 9 1 3 4

2月1日～7日は「生活習慣病予防週間」です！

今年度の生活習慣病予防週間のスローガンは、「ウエストのサイズダウンで健康アップ！」です。

生活習慣病とは、毎日のよくない生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気の総称ですが、自分自身の生活習慣を見直すことで十分に予防できます。



▼問い合わせ先＝保険課 健康診査担当 ☎66 9 1 2 9

メタボリックシンドロームの診断基準

必須項目

- 内臓脂肪型肥満
腹囲（おへその高さで測る）が
男性で85cm以上 女性で90cm以上

2つ以上に該当

- 高血糖
空腹時血糖値が110mg/dl以上
- 血圧高値
収縮期血圧が130mmHg以上 または/かつ
拡張期血圧が85mmHg以上
- 脂質異常
中性脂肪値が150mg/dl以上 または/かつ
HDLコレステロール値が40mg/dl未満

必須項目かつ2つ以上に該当した人はメタボリックシンドロームです。

1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後にクスリでしっかり予防しましょう！